

## 「～ 遺族年金についてのよくある質問や 間違いやすいポイント ～」



C F P®認定者の大泉稔です。

遺族年金について、年金受給者からよくある質問や間違いやすいポイントについて、Q & A方式で4点、採り上げました。以下、早速、本題に入ります。

### Q 「夫が亡くなった場合、妻である私の老齢年金に（亡くなった夫の）遺族年金が足されるのですか？」（遺族厚生年金の併給調整）

A 税理士やFPなど、実務に携わっている方でしたら、有り得ないご質問かも知れません。しかし、筆者が「ねんきんダイヤル」にいた時には、都合よく誤解されている受給者も少なくありませんでした。

すでに「老齢基礎年金+老齢厚生年金」を受給している65歳以上の妻が遺族厚生年金の受給権を得た場合、以下のような「併給調整」が行われます。

（妻が昭和17年4月1日以前の生まれの場合）

- ① 老齢基礎年金+老齢厚生年金
- ② 老齢基礎年金+遺族厚生年金
- ③ 老齢基礎年金+老齢厚生年金×1/2+遺族厚生年金×2/3

①～③の中で「最も有利」になる選択をします。

②を選択する場合は、最も多いようです。

しかし、受給者の中から、こんな「声」もありました

「嫁に行く前にかけていた厚生年金は掛け捨てなのか？」



そこで、「声」を受けて改正され「昭和17年4月2日以後生まれの妻」については、以下のような併給調整となりました。

- ④ 老齢基礎年金+遺族厚生年金-老齢厚生年金に相当する額+老齢厚生年金

「受給額」そのものは②と変わりません。

「④なら、(先述の「声」の) 厚生年金保険料はムダにならない」

というのが「改正の趣旨」です。

しかし、これは本当に意味のある改正といえるのでしょうか？

「声」を出した受給者が期待したのは、実は、まさに「Q」なのですが、「改正の趣旨」は、受給者を「朝三暮四の扱い」をしたに過ぎません！と憤りを感じているのは筆者だけのようですが…。

**Q 「離婚分割」と「遺族年金」では、どちらの方が良いですか？  
(遺族厚生年金と離婚分割との比較)**

**A** まず結論から。専業主婦の期間が長い方の場合は、離婚分割よりも遺族厚生年金の方が有利だと思います。しかし、再婚相手が決まっているのであれば「離婚分割」の方が有利だと考えます。遺族年金は再婚すると失権するからです。

離婚分割についておさらいしましょう。

「合意分割」と「3号分割」の2種類あります。

「合意分割」は「婚姻期間中のお互いの厚生（共済）年金記録（標準報酬）」を「お互いの合意」の元、「お互いの年金記録を合算し、最大2分の1ずつ分割する」というものです。

また「3号分割」は「(平成20年4月以後の妻が第3号被保険者期間の)夫の厚生（共済）年金記録2分の1を妻に分割する」というもので、こちらは「合意」は不要です。

一方、遺族厚生年金の額は「夫の（加給年金を除く）老齢厚生年金の4分3」が目安になります。

**Q 夫が亡くなったので生命保険金を受け取ります。遺族厚生年金の生計維持の「要件（＝年収850万円以下）」を満たせなくなり、私は遺族厚生年金を受け取れないのですか？（遺族年金の生計維持要件）**

**A** 遺族厚生年金「所得確認の書類」は「(請求)前年の(非)課税証明書」です。

「夫が亡くなった年」に受け取る生命保険金は関係ありません。

また、「今後、5年間に継続して年収850万円を超える」場合に「要件」を満たさないと判断されます。

現在、お勤めなどで、年収850万円を超えていても、就業規則等で、5年以内の減収が確認できれば問題ありませんが、定年等が無い役員等の場合は、難しい場合が多いようです。

(参考:平成23年3月23日 年発0323第1号 日本年金機構理事長あて厚生労働省年金局長通知)

また家賃収入や年金払いの生命保険などがある場合は「収入」と判断され、お給料等と合算して「要件」を満たしているかの判断をします。

**Q 同棲していた叔父が亡くなりました。遺族厚生年金は事実婚（内縁）でも受け取れると言われましたが、私は遺族厚生年金をもらえますよね？  
(遺族年金の受給権者)**

**A** まず結論から入りましょう。答えは「NG」です。

確かに、FP等の試験対策講座では「健康保険や厚生年金保険は内縁や事実婚でもOK」と説明する場合があります。

この内縁や事実婚は次のように定義されています。

『この法律において、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。(一部略)』（厚生年金保険法第3条第2項）

そもそも、叔父と姪の場合は婚姻届が受理されませんので「事実上婚姻関係と同様の事情」の定義に当てはまりません。

ですが、この定義を覆すような判決が平成19年(2007年)3月8日最高裁判所第一小法廷でありました。判決文は <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070320170230.pdf>

経緯や周囲の受け止め方、子どもの存在、そして共同生活の期間と実態などを配慮して判断されたようです。

まさに「事実は小説より奇なり」のような判決だと思うのは筆者だけでしょうか？

いかがでしたでしょうか？

年金受給者から「よくある質問や間違いやすいポイント」をQ&A方式で4点採り上げてみました。いずれもオーソドックスな内容ですが、遺族年金特有の質問です。相続発生後の手続きなど時に、お役に立てるような知識だと思います。

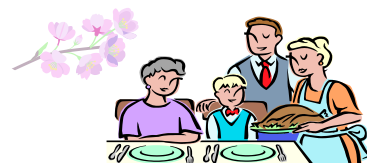
「重婚的内縁関係」などの「遺族年金の事例」は機会を改めて書いてみたいと思います。

<著者プロフィール>

大泉 稔 おおいずみ みのる

株式会社 f p ANSWER 代表取締役

<http://fp-answer.com>



明星大学日本文化学部言語文化学科（現在の同大学人文学部日本文化学科）卒業（第一期卒業生）。市原刑務所法務教官兼法務事務官看守部長、京王自動車株式会社（京王電鉄グループ）交通事故係（処理件数1000件超）、社会保険庁中央年金相談室ねんきん電話相談員（相談件数5000件超）を経て、FPとして活動を開始。

その後、独立系FP会社取締役、保険代理店取締役を経て現在に至る。

現在は、年間100件程度の講演を行うほか、生命保険代理店や金融商品仲介業者としても活動。『近代セールス』や『ファイナンシャルアドバイザー』（いずれも近代セールス社）、『ニッキン』（日本金融通信社）などに寄稿している。

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

#### メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488